

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例 (計画調整課) 二

○埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (財政課) 三

○特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 七

○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 () 八

○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 () 一五

○埼玉県税条例等の一部を改正する条例 (税務課) 一五

○埼玉県文化芸術振興基本条例 (文化振興課) 一六

○埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例 (青空再生課) 一八

○執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 (保健医療政策課) 一八

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (業務課) 一八

○埼玉県労働会館条例を廃止する条例 (勤労者福祉課) 一九

○埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例 (森づくり課) 一九

○埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業・総務課) 一九

○埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (経営管理課) 二〇

○埼玉県学校設置条例の一部を改

正する条例 (県立学校人事課) 二〇

規則

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 二二

○職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則 (人事課) 二二

○退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則 () 二六

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 二六

管理規程

○埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 (公営企業・総務課) 三二

○埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 三二

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (NPO活動推進課) 四五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定解除 (水環境課) 四五

○宮毛田土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 四五

○美児沢用水土地改良区の定款変更認可 () 四六

○明戸南部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 四六

認可 (農村整備課) 四六

○足立北部土地改良区の定款変更認可 () 四六

○県立学校総務事務システムのサーバー機器等の賃貸借に関する入札公告 (県立学校人事課) 四六

○寄居城北高等学校外9校教務事務システム用機器等賃貸借に関する落札者等の公示 (高校教育指導課) 四八

○県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託に関する随意契約の相手方に関する公示 () 四八

○県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託に関する一般競争入札公告 (総合教育センター) 四八

○道路標識状況等調査業務委託に関する入札公告 (会計課) 五〇

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 五二

○計量器の定期検査 (計量検定所) 五二

○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 五五

○指定講習機関の実施する特定講

習の一部廃止許可に伴う公安委員
員会告示の一部改正

(運転教育課) 五五

本号で公布された
条例のあらまし

埼玉県条例等の一部を改正する条例
(埼玉県条例第四十一号)(税務課)

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人
県民税について新たな住宅借入金等特
別税額控除を設けるとともに、上場株
式等の配当等及び譲渡所得等に係る税
率の特例措置を延長する等の改正を行
う。

二 内容

(一) 個人県民税

ア 所得税における住宅ローン特別
控除において、所得税のみで税額
控除分を控除することができない
場合、翌年度の個人県民税におい

て税額控除をする制度を創設す
る。

イ 平成二十一年度課税分の個人県
民税に係る徴収取扱費交付金につ
いて、納税義務者の数を三千三百
円に乗じて得た額とする。

ウ 上場株式等の配当等及び譲渡所
得等に係る軽減税率の適用期限を
一年延長する。

(二) 不動産取得税

農業経営基盤強化促進法に規定す
る農地利用集積円滑化団体につい
て、農地保有合理化法人が取得する
土地に係る不動産取得税の特例措置
と同様の措置を講ずる。

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)アは平成二
十二年一月一日、二(二)は地方税法等の
一部を改正する法律(平成二十一年法
律第九号)附則第一条第五号に定める
日。

埼玉県条例第三十六号

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一
部を改正する条例

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例(平成十
六年埼玉県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例

第一条中「議決事件等」を「議決事件」に改める。

第二条の見出し中「議決等」を「議決」に改め、同条第一項中「知事は、県行政
全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める」を「知事そ
他の執行機関が次に掲げる」に改め、「もの」の下に「及び法令の規定によりそ
の策定について議会の議決を経なければならないもの」を加え、同項に次のただし
書を加える。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第二条第一項に次の各号を加える。

一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める
計画

二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な
方向を定める計画のうち、県行政の運営上特に重要なもの

第二条第二項を削る。

第三条中「知事」の下に「その他の執行機関」を加える。

附則第二項中「第二条第一項に」を「第二条第一号に」に、「第二条第一項」
を「第二条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第二号の規定は、この条例の施行の日以降に策定される計画に
ついて適用する。

3 この条例の施行の日前に、知事その他の執行機関がした県行政の各分野におい
て基本的な方向を定める計画(計画期間が五年未満のものを除く)の策定、変
更又は廃止に係る報告については、なお従前の例による。

条例

埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

4 この条例の施行の際、現に策定されている計画のうち、次に掲げる計画は改正後の第二条第二号に規定する計画とし、附則第二項の規定にかかわらず、改正後の第二条(変更及び廃止に係る手続に限る。)及び第三条の規定を適用する。

- 一 彩の国文化創造ビジョン
- 二 埼玉県多文化共生推進プラン
- 三 埼玉県青少年健全育成推進プラン
- 四 埼玉県男女共同参画推進プラン
- 五 埼玉県消費生活基本計画
- 六 埼玉県防犯のまちづくり推進計画
- 七 埼玉県環境基本計画
- 八 埼玉県子育て応援行動計画
- 九 埼玉県地域保健医療計画
- 十 埼玉県健康長寿サポートプラン
- 十一 埼玉県産業元気・雇用アップ戦略
- 十二 埼玉県第二期科学技術基本計画
- 十三 第八次埼玉県職業能力開発計画
- 十四 埼玉県民の健康とくらしを支える食料・農業・農山村ビジョン
- 十五 埼玉県森林・林業長期ビジョン
- 十六 まちづくり埼玉プラン
- 十七 埼玉県教育振興基本計画

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年七月十四日

埼玉県条例第三十七号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第百十五条の三十第一項」を「第百十五条の三十六第一項」に改め、同条第十四号中「第百十五条の三十六第一項」を「第百十五条の四十二

埼玉県知事 上田清司

第一項」に改める。

別表福祉部の項第十六号中「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第二項」に改め、同項第十七号中「第百十五条の二十九第三項」を「第百十五条の三十五第三項」に改める。

別表保健医療部の項第二百五号中「歯科技工士試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験合格証明書の」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、同項第二百六号中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「以下ロ」の下に「及び第百号」を、「当該別の建築物とみなされる建築物」の下に「。第百号において同じ。」を加え、同項第七十九号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同項第八十号中「第三十一条の二第二項第十六号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同項に次の六号を加える。

九十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号) 第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。第百一号において同じ。)が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 六千円 (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号から第百二号までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
---	--------------------	--

- (一) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が五百平方メートル以内のもの
一万三千元
 - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
二万四千元
 - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの
三万五千元
 - (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
六万五千元
 - (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
十一万二千元
 - (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの
十八万五千元
 - (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
二十二万八千元
 - (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
二十四万三千元
- ロ
- (1) 一戸建ての住宅
五万七千元
 - (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの
十二万七千元
 - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

<p>百 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五條第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請(同法第六條第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査</p>	
<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	
<p>前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)からハまで又はロ(2)からハまでの床面積の合計の区分に応じ定める額)に、次のイに定める額を加算し、次のロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の第一号金額の欄イ(1)の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が三十平方メートル以内のもの 五千元</p>	<p>二十万円</p> <ul style="list-style-type: none"> (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 三十八万九千元 (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 六十九万二千元 (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 百十八万五千元 (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 二百十八万七千元 (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 三百十二万三千元 (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 三百八十二万四千元

- ハ 構造計算適合性判定を要する場合 申
- (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 九千円
 - (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万四千元
 - (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 一万九千元
 - (5) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万四千元
 - (6) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万八千元
 - (7) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十四万円
 - (8) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 二十四万円
 - (9) 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 四十六万円
- ロ 建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 昇降機を設置するもの (2)に掲げるものを除く。
 - 一 基ごとに九千円 (小荷物専用昇降機については、四千元)
 - (2) 建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの
 - 一 基ごとに五千元 (小荷物専用昇降機については、三千元)

	<p>請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 判定対象床面積が千平方メートル以内のもの <ul style="list-style-type: none"> 一 以外のもの 十六万六千八百円 二 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 十一万五千三百五十円 (2) 判定対象床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの <ul style="list-style-type: none"> 一 以外のもの 二十二万二千四百五十円 二 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 十四万三千七百円 (3) 判定対象床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの <ul style="list-style-type: none"> 一 以外のもの 二十五万五千円 二 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 十五万七千三百五十円 (4) 判定対象床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの <ul style="list-style-type: none"> 一 以外のもの 三十三万六千九百円 二 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 十九万九千三百五十円 (5) 判定対象床面積が五万平方メートルを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 以外のもの 六十一万九千三百五十円 二 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 三十三万七千九百五十円

百一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)

長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

- イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
- (1) 一戸建ての住宅 三千円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (一) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が五百平方メートル以内のもの 六千五百円
- (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 一万二千円
- (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 一万七千五百円
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三万二千五百円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 五万六千円
- (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 九万二千五百円
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 十一万四千元
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 十二万五千円
- イ以外の場合

<p>百二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</p>	
<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等</p>	
<p>第百号金額の欄イの額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)からハまで又はロ(2)からハまでの床面積の合計の区分に応じ定める額)を加算し、第百号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額(共同住宅等</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅 二万八千五百円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 六万三千五百円</p> <p>(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十万円</p> <p>(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 十九万四千五百円</p> <p>(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三十四万六千円</p> <p>(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 五十九万二千五百円</p> <p>(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 百九万三千五百円</p> <p>(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 百五十六万五千五百円</p> <p>(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 百九十一万二千元</p>

定の申請(同条第二項において準用する同法第六條第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	計画変更認定申請手数料	については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
百三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九條第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	二千二百円
百四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十條の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	二千二百円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十七号中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同項中第三百四十九号を第三百五十五号とし、第三百三十二号から第三百四十八号までを六号ずつ繰り下げ、第三百三十一号の次に次の六号を加える。

- 三百三十二 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- 三百三十三 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築

等計画認定申請手数料

- 三百三十四 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- 三百三十五 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- 三百三十六 譲受人を決定した場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- 三百三十七 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表保健医療部の項の改正規定及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第三百三十七号の改正規定は、平成二十一年九月一日から施行する。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十八号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項を次のように改める。

5 知事等が退職した場合において、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職の処分その他の知事等(知事を除く。)としての身分を当該者の非違を理由として失わせる処分を受けた者

二 禁錮以上の刑に処せられた者
第四条に次の一項を加える。

6 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十七条から第二十一条まで(同条第六項を除く。)の規定は、知事等の退職手当の支給について準用する。

第五条第一項第二号中「昭和三十八年埼玉県条例第十八号」を削る。
第七条に次のただし書を加える。

ただし、職員の退職手当に関する条例第十四条第二号中「機関を」とあるのは、「機関(当該機関がない場合にあつては、知事が定める機関)を」とする。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項を次のように改める。

4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職の処分を受けた者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

第六条第五項中「(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十七条から第二十一条まで(同条第六項を除く。)の規定は、退職手当の支給について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができず、遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に

死亡させた者

第三条第二項中「並びに第五条第一項及び第二項」を「及び第五条」に改め、「退職した者」の下に「第十五条第一項各号に掲げる者を含む。」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第五条の二第二項中「第十条の二第四項、第十一条第三項又は第十六条第一項の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第十一条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「同条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十五条第一項若しくは第十七条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第十二条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第十一号中「第十条の二第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第十二号中「第十条の二第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第十三号中「第十条の二第三項第一号」を「第十一条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第十条の二第三項第二号」を「第十一条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第十条の二第三項第三号」を「第十一条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第十条の二第三項第四号」を「第十一条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第十条の二第三項第五号」を「第十一条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第十条の二第三項第六号」を「第十一条第三項第六号」に改める。

第七条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第七条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第七条の五中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第八条第三項中「第十一条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十六条」を「第二十二条第二項」に改める。

第十一条を削る。

第十条の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第十一条とする。

第十三条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）を「一般の退職手当等」に改める。

第十四条を次のように改める。

（定義）

第十四条 この条から第二十一条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

第十四条の二を削る。

第十五条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十五条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したとき

は、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、事情(当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を埼玉県報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十五条の二及び第十五条の三を削る。

第十八条を第二十四条とし、第十七条を第二十三条とする。

第十六条の見出しを「(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合(第十五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十六条に次の二項を加える。

5 職員が第十一条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独

立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十六条を第二十二条とし、第十五条の次に次の六条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第十六条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなもの)をいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)を含

む。以下この項において同じ。)に對しまた当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に對し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払

差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十三条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第十三条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十七条 退職をした者に對しまた当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に對し、第十五条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分(以下「再任用職員に對する免職処分」という。)

を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對しまた当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、第十五条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十五条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十八条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十五条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十三条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第一項及び第二十条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条第一項及び第二十条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返

納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十三条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときに於ける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 埼玉県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第十九条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に對し、当該退職の日から一年以内に限り、第十五条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十五条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 埼玉県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十條 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十八条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十八条第五項又は前条第三項において準用する埼玉県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十八条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相

当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十六条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十八条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十八条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十八条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができ

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十五条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十五条第二項並びに第十八条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 埼玉県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十八条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会による調査審議)

第二十一条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第十七条第一項第三号若しくは第二項、第十八条第一項、第十九条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第十七条第二項、第十九条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つてい

る事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条に規定する職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限

等の処分を行おうとする場合において、当該処分について適用される当該指定都市の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、前各項の規定は、適用しない。

附則第五項及び第七項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十七項中「第十六条」を「第二十二条第二項」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第二十項、第二十三項及び第二十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三十六項中「退職した者を」を「退職した者(第十五条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を「」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「平成二十二年一月一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「並びに第十条の二」を「、第十一条並びに第二十二条第五項及び第六項」に改める。

附則第四項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十一項中「第十条の二第四項」を「第二十二条第五項」に改める。

附則第十二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三項中「第十条の二第一項」を「第十一条第一項」に改める。

職員 の 定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十号

職員 の 定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員 の 定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「総務部職員課」を「総務部職員健康支援課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十一号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の十四」を「第三十二条の十三」に改める。

第三十二条の八第一項中「並びに第三十二条の十四」を削る。

第三十二条の十一の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有

合理化法人等」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が、同項第一号」を「第八条第

一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第三十二条の十一の七第二項及び第四項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第三十二条の十一の九第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第三十二条の十四を削る。

第三十四条の二第三項中「財団法人日本ゴルフ協会」の下に「(昭和六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附則第六条の二に次の一項を加える。

2 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の四の二第一項に規定する控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第七条中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千元」を「三千三百円」に改める。

附則第十二条第二項中「、第三十二条の十一の二第二項又は第三十二条の十四第一項」を「又は第三十二条の十一の二第一項」に改める。

附則第十四条第二項中「若しくは第三項又は第三十二条の十四第一項」を「又は第三項」に改める。

附則第十六条中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第一条第五号に定める日」に改める。

(埼玉県税条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に一号を加える改正規定の前に次のように加える。
 第四条第一項中「事務を」の下に、「納税地を所管する」を加え、同項に次の号を加える。

三 第二十五条の二第三号ハの規定による指定
 附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第四十一号)の施行の日から施行する。

附則第二項中「埼玉県税条例」の下に「第二十五条の二」を加え、「同条例第二十五条の二第三号」を「同条第三号」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の見出し及び一項を加える。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県税条例第二十五条の二第三号ハの規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同号ハの規定の例により行うことができる。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例附則第六条の二に一項を加える改正規定 平成二十二年一月一日

二 第一条中埼玉県税条例第三十二条の十一の六、第三十二条の十一の七及び第三十二条の十一の九第一項の改正規定並びに同条例附則第十六条の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号) 附則第一条第五号に定める日

2 前項第二号に定める日前の第一条の規定による改正前の埼玉県税条例第三十二条の十一の六第一項及び第三項、第三十二条の十一の七第二項及び第四項並びに附則第十六条に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

埼玉県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県条例第四十二号

埼玉県文化芸術振興基本条例

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
 第二章 文化芸術振興計画(第四条)

第三章 文化芸術振興のための施策(第五条—第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会の実現を図ることを目指して、文化芸術振興施策が推進されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが、県民の生まれながらの権利であることを踏まえ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信する等、文化芸術の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

埼玉県知事 上田清司

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術活動を行う者の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。

4 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

第二章 文化芸術振興計画

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する計画(以下「文化芸術振興計画」という。)を定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき文化芸術振興施策の基本的な事項

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第三章 文化芸術振興のための施策

(文化芸術の鑑賞等の充実)

第五条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術振興のための措置)

第六条 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。)その他の芸術及び落語、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、先人から受け継がれてきた能楽、歌舞伎その他の伝統芸能が、将来にわたって適切に保存及び継承され、新たな文化創造のために活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、茶道、華道、書道、盆栽、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化の

振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術による地域づくり)

第七条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術による地域づくりを進めるに当たっては、地域産業及び民間団体等との協働に配慮するものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成及び確保)

第八条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の継承者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者の育成及び確保を図るため、研修、発表機会の確保等の支援に努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第九条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家及び文化芸術団体等による学校に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、伝統芸能の保存と継承の重要性にかんがみ、学校教育における文化芸術活動を通じ、伝統芸能に対する理解及び関心を深めるよう配慮するものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第十条 県は、次代の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第十一条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第十二条 県は、文化芸術に関する国内外の交流を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術施設の充実及び活用等)

第十三条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の施設を県民の文化芸術活動の場として利用すること

ができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用)の推進)

第十四条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(メセナ活動の促進)

第十五条 県は、メセナ活動(個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十六条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「以下「新条例」を「次項から附則第十項までにおいて「新条例」に改める。

附則に次の一項を加える。

(特定化学物質の取扱量等の平成二十二年度の把握及び平成二十二年度の報告の特例)

13 第七十四条第一項の規定により平成二十一年度において把握すべき特定化学物

質の取扱量その他の事項及び同条第二項の規定により平成二十二年度において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第三百五十六号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第三百二十八号)別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

附則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十四号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表歯科技工士試験委員の項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第四十六項第一号事務の欄中「及び薬事法施行令」を「薬事法施行令」に改め、「施行令」という。)の下に「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「施行規則」という。)及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。)」を加え、同欄に次のように加える。

39 施行規則第十五条の四第二項(施行規則第四百二十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

40 改正省令附則第四条、第十一条及び第十七条の規定による届出の受理
別表第四十六項第二号事務の欄中「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県労働会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県労働会館条例を廃止する条例

埼玉県労働会館条例(昭和三十九年埼玉県条例第五十六号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 間伐等による森林整備の加速化並びに林業及び木材産業の再生を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、間伐等による森林整備の加速化並びに林業及び木材産業の再生を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

第十七条第三項中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十七条から第二十一条まで(同条第六項を除く。)」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しな

いこととする処分を行うことができる。
 第二十一条第三項中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十七条から第二十一条まで(同条第六項を除く。)」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表中「埼玉県立菖蒲高等学校一南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲八百八十番地」を「埼玉県立蓮田松韻高等学校一蓮田市大字黒浜字雅楽谷四千八百八十番地」に改め、同表埼玉県立蓮田高等学校の項を削り、同表中「埼玉県立北川辺高等学校一北埼玉郡北川辺町大字麦倉字本村東千二百三十八番地」を「埼玉県立栗橋北彩高等学校一北葛飾郡栗橋町大字伊坂一番地」に改め、同表埼玉県立栗橋高等学校の項を削り、同表埼玉県立吹上高等学校の項中「埼玉県立吹上高等学校」を「埼玉県立吹上秋桜高等学校」に改める。

第三号の表中「埼玉県立上尾かしの木特別支援学校一上尾市大字平塚字氷川千二百八十一番地一」を「埼玉県立上尾かしの木特別支援学校一上尾市大字平塚字氷川千二百八十一番地一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

規
則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表人事課の項第三号事務の種類欄中「昭和二十四年埼玉県条例第二十八号」の下に「。以下この項において「特別職給与等条例」という。」を加え、同号知事決裁事項の欄2及び3中「第十九条の四第五項」を「同条例第十九条の四第五項」に、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「特別職給与等条例」に改め、同欄7中「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「特別職給与等条例」に改め、同欄7を同欄13とし、同欄6を同欄12とし、同欄5中「第十五条の二第五項又は第六項」を「第十六条第五項から第七項まで」に、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「特別職給与等条例」に、「支給を一時」を「支払を」に改め、同欄5を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 職員の退職手当に関する条例第十七条第一項又は第二項(これらの規定を特別職給与等条例第四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

8 職員の退職手当に関する条例第十八条第一項(特別職給与等条例第四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

9 職員の退職手当に関する条例第十九条第一項(特別職給与等条例第四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うこと。

10 職員の退職手当に関する条例第二十条第一項から第五項まで(これらの規定を特別職給与等条例第四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基

づき、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。
11 職員の退職手当に関する条例第二十一条第二項(特別職給与等条例第四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事委員会に諮問すること。

別表第四総務部の表人事課の項第三号知事決裁事項の欄4中「第十五条の二第一項」を「第十六条第一項から第三項まで」に、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「特別職給与等条例」に、「支給を一時」を「支払を」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 職員の退職手当に関する条例第十五条第一項又は特別職給与等条例第四条第五項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員
職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の取手続に関する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十八号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の取手続に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「条例」という。)第十七条第三項又は第十八条第四項(条例第十九条第二項及び第二十条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき退職手当管理機関が行う意見の聴取の取手続に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 退職手当管理機関 条例第十四条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。

二 当事者 条例第十七条第四項、第十八条第五項、第十九条第三項及び第二十

条第八項において準用する埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号。以下「準用行政手続条例」という。)第十六条第一項に規定する当事者をいう。

三 主宰者 準用行政手続条例第十九条の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。

四 関係人 当事者以外の者であつて条例第十七条第一項第三号及び第二項、第十八条第一項、第十九条第一項並びに第二十条第一項から第五項までの規定による処分(以下「不利益処分」という。)につき利害関係を有するものと認められる者をいう。

五 参加人 準用行政手続条例第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

六 当事者等 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人をいう。

(意見の聴取の期日の変更)

第三条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をした場合(同条第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、正当な理由があるときは、退職手当管理機関に対し、当該意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による申出により又は職権で、当該意見の聴取の期日を変更することができる。

3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、主宰者が準用行政手続条例第二十二條第二項の規定による通知をした場合における意見の聴取の期日の変更について準用する。この場合において、前三項中「退職手当管理機関」とあるのは「主宰者」と、第一項中「第十五条第一項」とあるのは「第二十一條第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する準用行政手続条例第十五条第三項」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第四条 関係人は、準用行政手続条例第十七条第一項の規定による許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の四日前までに様式第一号の申請書を主宰者に提出するものとする。

2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第五条 準用行政手続条例第十八条第一項の規定による資料の閲覧の請求は、様式第二号の請求書を退職手当管理機関に提出して行うものとする。ただし、同条第二項の規定による資料の閲覧の請求は、口頭ですることができる。

2 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第十八条第一項の規定による資料の閲覧の請求(次項に規定する請求を除く。)があつた場合において、閲覧させることと決定したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、退職手当管理機関は、意見の聴取の審理における当事者等の意見の陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第十八条第二項の規定による資料の閲覧の請求があつた場合において、閲覧させることと決定したときは、当該審理において閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

(主宰者の指名)

第六条 準用行政手続条例第十九条第一項の規定による指名は、準用行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をする時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続等)

第七条 当事者又は参加人は、準用行政手続条例第二十条第三項の許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の四日前までに様式第三号の申請書を主宰者に提出するものとする。ただし、準用行政手続条例第二十二條第二項(準用行政手続条例第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないとときは、当該当

事者又は参加人が陳述したものとみなす。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第八条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため、当該審理を妨害し、又は当該審理の秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第九条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第二十条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(陳述書の提出の方法等)

第十条 準用行政手続条例第二十一条の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに当該意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(続行期日の指定)

第十一条 主宰者は、退職手当管理機関が第五条第三項の規定により閲覧の日時及び場所を指定したときは、当該閲覧の日以後の日(その日が閲覧の日に当たるときは、その日の閲覧終了後に限る。)を準用行政手続条例第二十二条第一項の規定により定める新たな意見の聴取の期日としなければならない。

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

第十二条 主宰者は、準用行政手続条例第二十四条第一項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)に次に掲げる事項を記載し、及び記名押印しなければならない。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 主宰者の職名及び氏名
- 四 意見の聴取の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人(以下「意見の聴取関係者」という。)の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の

職名及び氏名

五 意見の聴取の期日に出頭しなかった意見の聴取関係者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取関係者のうち当事者(代理人を含む。)が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 意見の聴取関係者の陳述(陳述書によるものを含む。)及び退職手当管理機関の職員の説明の要旨

七 証拠書類又は証拠物が提出された場合には、その標目

八 その他参考となる事項

2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 主宰者は、準用行政手続条例第二十四条第三項に規定する報告書(以下「報告書」という。)に次に掲げる事項を記載し、及び記名押印しなければならない。

一 意見及びその理由

二 不利益処分となる事実に対する意見の聴取関係者の主張
(意見の聴取調書及び報告書の閲覧の手続)

第十三条 準用行政手続条例第二十四条第四項の規定による意見の聴取調書又は報告書の閲覧の請求は、退職手当管理機関(意見の聴取の最終前に意見の聴取調書の閲覧を求めようとする場合にあつては、主宰者)に様式第四号の請求書を提出して行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

意見の聴取参加許可申請書

年 月 日

(あて先)

主宰者

関係人 住 所

氏 名

電話番号

㊟

職員の退職手当に関する条例において準用する埼玉県行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手続に参加することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 意見の聴取の件名

2 意見の聴取に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明

様式第2号 (第5条関係)

資料閲覧請求書

年 月 日

(あて先)

退職手当管理機関

当事者等 住 所

氏 名

電話番号

職員の退職手当に関する条例において準用する埼玉県行政手続条例第18条第1項の規定により下記の資料の閲覧を求めます。

記

1 意見の聴取の件名

2 閲覧をしようとする資料の標目

様式第3号(第7条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

(あて先)
主宰者

当事者(参加人) 住所 氏名 電話番号
④

職員の退職手当に関する条例において準用する埼玉県行政手続条例第20条第3項の規定により補佐人とともに出頭することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 意見の聴取の件名
- 2 補佐人の住所及び氏名
- 3 当事者(参加人)との関係
- 4 補佐人とともに出頭することを必要とする理由
- 5 補佐する事項

様式第4号(第13条関係)

意見の聴取調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

(あて先)
退職手当管理機関(主宰者)

当事者(参加人) 住所 氏名 電話番号

職員の退職手当に関する条例において準用する埼玉県行政手続条例第24条第4項の規定により下記のとおり閲覧を求めます。

記

- 1 意見の聴取の件名
- 2 閲覧をしようとする意見の聴取調書又は報告書の別

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十九号

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則を廃止する規則

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則(平成九年埼玉県規則第八十八号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の十一第二項第一号を次のように改める。

一 法第二十条の十の証明書 次のイ又はロに掲げる証明書の区分に応じ、当該イ又はロに定める枚数の計算

イ 施行令第六条の二十一第一項第一号に掲げる事項(未納の額のないことを除く。)及び同項第二号に掲げる事項又は同項第三号に掲げる事項についての証明書 当該事項ごとに一枚の証明書。ただし、その証明書が二以上の年度(法人の県民税及び法人の事業税にあつては、事業年度)又は税目に係る県税に関するものであるときは、その年度又は税目の数に相当する枚数の証明書とする。

ロ 施行令第六条の二十一第一項第一号に掲げる事項(未納の額のないことに限る。)又は同項第五号に掲げる事項についての証明書 当該事項ごとに一枚の証明書

第六条の十一第二項第二号ただし書中「事業年度とする。」を「事業年度」に改める。

第九条を次のように改める。

(法人等指定の要件)

第九条 条例第二十五条の二第三号ハの規定による指定(以下「法人等指定」という。)は、次に掲げる要件を満たす法人又は団体に対して行うものとする。

一 県内に事務所その他当該法人又は団体の主たる目的である業務を行うための施設(次条第一項第四号及び第九条の四第一項第三号において「事務所等」という。)があること。

二 県内で当該法人又は団体の主たる目的である業務を現に行つており、かつ、継続して行うことが確実であること。

第九条の次に次の五条を加える。

(法人等指定の手續)

第九条の二 法人等指定を受けようとする法人又は団体は、寄附金税額控除法人等指定申請書に次に掲げる書類を添付して、法人等指定を受けようとする年の前年の十一月一日からその年の十月三十一日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、当該書類の一部について添付を省略することができる。

一 当該法人又は団体の募集する寄附金が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号又は第三号に掲げる寄附金(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。第九条の四第一項第一号及び第九条の六第一項において「財務大臣指定等寄附金」という。)であることを証する書類

二 定款又はこれに準ずる書類

三 登記事項証明書又はこれに準ずる書類

四 県内に事務所等があることを証する書類

五 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(第九条の五第一項において「事業報告書等」という。)

六 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、法人等指定をしたときはその旨を、法人等指定をしなかつたときはその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

3 知事は、法人等指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 指定年月日
- 二 法人等指定をした法人又は団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(法人等指定の効力の発生)

第九条の三 法人等指定は、当該法人等指定の日の属する年の一月一日にさかのぼつてその効力を生ずる。

(指定法人等に係る変更等の届出)

第九条の四 法人等指定を受けた法人又は団体(以下「指定法人等」という。)は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証する書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 募集する寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき。
- 二 第九条各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- 三 県内の事務所等の所在地又は名称に変更があつたとき。
- 四 第九条の二第三項第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

2 知事は、前項第四号の規定による届出(指定法人等の代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたときは、その旨を告示するものとする。

(指定法人等に係る報告等)

第九条の五 指定法人等は、毎事業年度終了後四月以内に、寄附金税額控除指定法人等報告書に当該事業年度の事業報告書を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、指定法人等に対し、当該指定法人等が募集する寄附金に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(法人等指定の失効及び取消し)

第九条の六 法人等指定は、指定法人等が募集する寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき、又は次項の規定により取り消されたときは、その効力を失う。

2 知事は、指定法人等が次のいずれかに該当するときは、法人等指定を取り消すことができる。

- 一 第九条各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- 二 正当な理由なく前条の規定による報告又は資料の提出を行わなかつたとき。
- 三 偽りその他不正の手段により法人等指定を受けたとき。
- 3 知事は、前項の規定により法人等指定を取り消したときは、当該取消しを受けた法人又は団体にその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第二項の規定により法人等指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第十三条の六を削る。

第四十四条の表八の二号中「**通知書**」を「**申請書**」に改め、**同表十一の三号及び**

十一の三の二号中「**第六条の十二第六項**」を「**第六条の十二第七項**」に改め、**同表**

二十号を次のように改める。

(二十) 寄附金税額控除法人等指定申請書(第九条の二第一項の申請書) **別記様式第二十号**

第四十四条の表二十号の次に次の四号を加える。

(二十の二) 寄附金税額控除法人等指定通知書(第九条の二第二項の通知書) **別記様式第二十号**

(二十の三) 寄附金税額控除法人等指定申請棄却通知書(第九条の二第二項の通知書) **別記様式第二十号**

(二十の四) 寄附金税額控除指定法人等報告書(第九条の五第一項の報告書) **別記様式第二十号**

(二十の五) 寄附金税額控除法人等指定取消通知書(第九条の六第三項の通知書) **別記様式第二十号**

第四十四条の表三十七の三号を削る。

附則第五項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

別記様式第二十号を次のように改める。

別記様式第二十号

寄附金税額控除法人等指定申請書		年 月 日
(あて先) 埼玉県知事		
申請者 所在地 名 称 代表者氏名		
(印)		
埼玉県税条例第25条の2第3号への規定により指定を受けたいので、 下記のとおり申請します。		
寄 附 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 所得税法第78条第2項第3号 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第41条の18の3	
埼玉県内にある事務所等の所在地及び名称		
添 付 書 類		
連絡先 (所在地・電話番号・担当部署・担当者氏名)		

注意 埼玉県内に事務所等が複数ある場合は、すべて記載してください。

別記様式第二十号の次に次の四様式を加える。

別記様式第二十号の二

寄附金税額控除法人等指定通知書		税 第 年 月 日
様		
埼玉県知事 (印)		
年 月 日	日付け	提出された寄附金税額控除法人等指定申請については、埼玉県税条例第25条の2第3号への規定による指定をしたので通知します。

注意 次のいずれかに該当するときは、速やかにその事項を証する書類を添付して、その旨を届け出てください。

- (1) 募集する寄附金が埼玉県税条例施行規則第9条の2第1項第1号に規定する財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき。
- (2) 埼玉県税条例施行規則第9条各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- (3) 埼玉県税条例施行規則第9条第1号に規定する事務所等の所在地又は名称に変更があつたとき。
- (4) 埼玉県税条例施行規則第9条の2第3項第2号に掲げる事項に変更があつたとき。

別記様式第二十号の三

寄附金税額控除法人等指定申請棄却通知書	
税第	年 月 日
様	
埼玉県知事 印	
年 月 日付けで提出された寄附金税額控除法人等指定申請については、下記の理由により指定しないこととしたので、埼玉県税条例施行規則第9条の2第2項の規定により通知します。	
指定をしない理由	

備考 裏面には、この通知書に記載された事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第二十号の四

寄附金税額控除指定法人等報告書		年 月 日
(あて先) 埼玉県知事		
所在地 名称 代表者氏名		印
埼玉県税条例施行規則第9条の5第1項の規定により下記のとおり報告します。		
添付書類	1 事業報告書 2 貸借対照表 3 損益計算書 4 その他 ()	有 無
埼玉県内にある事務所等の所在地又は名称の変更の有無		有 無
連絡先 (所在地・電話番号・担当部署・担当者氏名)		

別記様式第二十号の五

寄附金税額控除法人等指定取消通知書

税第 年 月 日 号	様 埼玉県知事 印
埼玉県税条例施行規則第9条の6第2項の規定により、埼玉県税条例第25条の2第3号への規定による指定を取り消したので、通知します。	
指定を取り消した理由	

備考 裏面には、この通知書に記載された事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第二十号の注欄へ中「平成19年度及び平成20年度の賦課決定分は、4,000円」とや「平成21年度の賦課決定分は、3,300円」とある。

別記様式第二十四号の別紙及び別記様式第三十六号の別紙中「産業活力再生特別措置法」や「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」及び「認定共同事業再編計画」や「認定経営資源再活用計画」及び「認定経営資源再活用計画」や「認定経営資源融合計画」及び「認定技術活用事業革新計画」や「認定資源生産性革新計画」及び「第13条第1項」や「第39条の2第1項」及び「認定経営資源融合計画」や「認定中小企業承継事業再生計画」がある。

別記様式第三十七号の三を指す。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、第四十四条の表第二十号の改正規定、同号の次に四号を加える改正規定、附則第五項及び別記様式第二十号の改正規定並びに同様式の次に四様式を加える改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 平成二十一年六月二十二日前に我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)附則第十六条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡(同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同条第五項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年七月十四日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程(昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第八項」を「第七項」に改める。

別表第四総務課の部第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次のように加える。

三 職員の給与に関する事務	1 埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下この項において「給与規程」という)第十四条の規定でその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十九条の三第一項(同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において「含む」の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行うこ
---------------	---

2 給与規程第十四条の規定でその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の三第三項又は第四項(同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

3 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号。以下この項において「給与条例」という)第十七条第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

4 給与規程第十四条の規定でその例によることとされる職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第十八号。以下この項において「退職手当条例」という)第十六条第一項から第三項までの規定に基づき、退職手当の

支払を差し止める処分を行うこと。

5 給与規程第十四条の規定でその例によることとされる退職手当条例第十六条第五項から第七項までの規定に基づき、退職手当の支払を差し止める処分を取り消すこと。

6 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うこと。

7 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十八条第一項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を一部を返納を命ずる処分を行うこと。

8 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第十九条第一項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を返納を命ずる処分を行うこと。

9 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第二十条第一

項から第五項までの規定に基づき、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。
10 給与条例第十七条第三項の規定で準用する退職手当条例第二十一条第二項の規定に基づき、人事委員会に諮問すること。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年七月十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程
埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二(第五条、第六条関係)を次のように改める。
別表第二(第五条、第六条関係)
決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長専決事項	契約局長専決事項	がんセンター建設部長専決事項
一 病院事業の運営方針、事業計画、事業計	1 病院事業の運営に関する基本方針に関する	1 病院事業の運営に関する基本方針並び		

<p>五 許可等の申請協議等</p>	<p>四 請願、陳情等に関する事務</p>	<p>三 病院事業に関する規則等の原案作成等に関する事務</p>	<p>二 県議会に關する事務</p>	<p>画等に関する事務</p>
<p>1 重要又は異例な事項に關</p>	<p>陳情書、要望書等を提出すること。</p>	<p>病院事業に關する規則の原案作成並びに管理規程又は要綱等の制定及び改廃をすること。</p>	<p>条例、予算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、資料等を作成し、知事へ送付すること。</p>	<p>2 主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に關すること。</p>
		<p>重要又は異例な告示をすること。</p>		<p>2 主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。</p>

<p>八 当事者が管理者である</p>	<p>七 非常勤職員等の任免等に関する事務</p>	<p>六 補助金等に関する事務</p>	<p>に關する事務</p>
<p>1 管理者がその当事者である</p>	<p>五に掲げる病院の長の専決事項に係るものを除くものとする。</p>	<p>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項第三号に規定する者のうち、調査員、嘱託員及びこれらに類する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。ただし、別表第五に掲げる病院の長の専決事項に係るものを除くものとする。</p>	<p>し、許可、認可、承認等を求めること。 2 重要又は異例な事項に關し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。</p>
<p>不服申立てに關し、弁明書及び</p>		<p>国に対して補助金の交付を申請すること。</p>	

	<p>九 職員の任用等に関する事務</p>	<p>る不服申立て、訴訟等に関する事務</p>
<p>2 国又は他の地方公共団体</p>	<p>1 職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。</p>	<p>る審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。 2 不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。</p>
<p>報すること。</p>	<p>1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百三十三号）第三十八条及び第三十九条の規定に基づき、身体的障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。</p>	<p>反論書を提出すること。</p>
<p>十 職員の服</p>	<p>務等に関する事務</p>	
<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づ</p>	<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。</p> <p>2 地公法第三十四條第二項の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、又は免職すること。</p> <p>3 地公法第二十八條第二項の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。</p> <p>4 地公法第二十九條第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。</p> <p>5 地公法第二十九條第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。</p>	<p>に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項及び次の項において「地公法」という。）第二十八條第一項の規定に基づき職員をその意に反して降任し、又は免職すること。</p>
<p>1 地公法第三十四條第二項の規定に基づ</p>		

き、局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。

き、職員(局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長を除く。)が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。

2 地公法第三十八條第一項の規定に基づき、局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の営利企業等への従事を許可すること。

2 地公法第三十八條第一項の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の営利企業等への従事を許可すること。

3 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

3 本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副院長及び所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

1 契約局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

1 がんセンター建設部長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合

イ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合

イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合

ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合

ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合

ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合

ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ハ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合

ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた

ニ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて

ニ 管理者が特に必要と認め人事委員

ニ 管理者が特に必要と認め人事委員

<p>場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p>	<p>4 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。</p>	<p>5 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。</p>
<p>講演、講義、演技等を行う場合</p>	<p>4 局長、がんセンター建設部長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合(局長、がんセンター建設部長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、</p>	<p>4 局長、がんセンター建設部長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合(局長、がんセンター建設部長、契約局長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、</p>
<p>会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p>	<p>2 契約局長の旅行(県外の旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)</p>	<p>2 契約局長の旅行(県外の旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)</p>
<p>会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合</p>	<p>2 がんセンター建設部長の旅行(県外の旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)</p>	<p>2 がんセンター建設部長の旅行(県外の旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。)</p>
<p>この場合並びにこの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、この場合並びにこの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。)における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>6 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>	<p>6 局長、がんセンター建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>
<p>この場合並びにこの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、この場合並びにこの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。)における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>イ 研修を受ける場合</p>	<p>イ 研修を受ける場合</p>
<p>この場合並びにこの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあつてはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、この場合並びにこの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。)における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>3 契約局長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)</p>	<p>3 契約局長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)</p>
<p>こと。</p>	<p>3 がんセンター建設部長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)</p>	<p>3 がんセンター建設部長の休暇(引き続き三日以上の休暇を除く。)</p>

<p>9 育児休業法 第十条第三項 (第十一条第 二項において 準用する場合</p>	<p>8 育児休業法 第五条第二項 の規定に基づ き、7の承認 を取り消すこ と。</p>	<p>7 地方公務員 の育児休業等 に関する法律 (平成三年法 律第百十号。 以下この表に おいて「育児 休業法」とい う。)第二条第 三項(第三条 第三項におい て準用する場 合を含む。)の 規定に基づき、 局長、がんセ ンター建設部 長及び契約局 長の育児休業 又は育児休業 の期間の延長 の承認をする こと。</p> <p>ロ 厚生に關す る計画の実施 に参加する場 合</p> <p>ハ 証人、鑑定 人、参考人等 として官公署 に出頭する場 合</p> <p>ニ 選挙権その 他公民として の権利を行使 する場合</p>
--	---	--

<p>11 育児休業法 第十七条の規 定に基づき、 局長、がんセ ンター建設部 長及び契約局 長の育児短時 間勤務の承認 が失効した場 合等における 育児短時間勤 務の例による 短時間勤務を 行わせること。</p>	<p>10 育児休業法 第十二条にお いて準用する 第五条第二項 の規定に基づ き、9の承認 を取り消すこ と。</p>	<p>を(含む。)の規 定に基づき、 局長、がんセ ンター建設部 長及び契約局 長の育児短時 間勤務又は育 児短時間勤務 の期間の延長 の承認をする こと。</p> <p>ホ 法令又は条 例に基づいて 設置された職 員の厚生福利 を目的とする 団体の事業又 は事務に従事 する場合</p> <p>ヘ 本県が行う 任用試験又は 職務の遂行に 必要な資格試 験を受ける場 合</p>
---	--	---

<p>12 埼玉県病院 局職員就業規 程(平成十四 年埼玉県病院 事業管理規程 第三号。以下 この表におい て「就業規程」 という。)第十 八条第一項の 規定に基づき、 局長、がんセ ンター建設部 長及び契約局 長の部分休業 の承認をする こと。</p>	<p>13 就業規程第 十八条第三項 の規定に基づ き、12の承認 を取り消すこ と。</p>	<p>ト 管理者が特 に必要と認め 人事委員会の 承認を受けた 場合</p>	<p>5 局長(県外 旅行にあって は、引き続き 三日以上の旅 行を除く。)、 本庁の課長及 び技術評価幹 の引き続き三 日以上の旅 行を命し及び</p>	<p>4 契約局 長の旅行 行にあって は、引 ては、引 き続き三 日以上 旅行を除 く。)を 命し及</p>	<p>4 がんセ ンター建 設部長の 旅行(県 外旅行に あつて は、引き 続き三日 以上の旅 行を除</p>	<p>復命を受ける こと。</p>	<p>6 局長の休暇 (引き続き三 日以上 の休暇 を除く。)、本 庁の課長及び 技術評価幹 の引き続き三日 以上の休暇に 関すること。</p>	<p>7 局長の休日 及び時間外勤 務を命ずるこ と。</p>	<p>5 契約局 長の休日 及び時間 外勤務を 命ずるこ と。</p>	<p>び復命を 受けるこ と。 命し及 び復命を 受けるこ と。</p>	<p>8 局長の週休 日の振替及び 半日勤務時間 の割振り変更 を行うこと。</p>	<p>6 契約局 長の週休 日の振替 及び半日 勤務時間 の割振り 変更を行 うこと。</p>	<p>5 がんセ ンター建 設部長の 週休日の 振替及び 半日勤務 時間の割 振り変更 を行うこ と。</p>	<p>9 局長の休日 の代休日を指</p>	<p>7 契約局 長の休日</p>	<p>7 がんセ ンター建</p>
---	---	--	---	---	---	-----------------------	--	---	---	--	--	---	---	---------------------------	-----------------------	-----------------------

定すること。

の代休日
を指定す
ること。

設部長の
休日の代
休日を指
定するこ
と。

10 育児休業法

第二条又は第
三条の規定に
基づき、本庁
の課長、技術
評価幹及び病
院の長の育児
休業又は育児
休業の期間の
延長の承認を
すること。

11 育児休業法

第五条第二項
の規定に基づ
き、10の承認
を取り消すこ
と。

12 育児休業法

第十条又は第
十一条の規定
に基づき、本
庁の課長、技
術評価幹及び
病院の長の育
児短時間勤務
又は育児短時
間勤務の期間
の延長の承認

をすること。

13 育児休業法
第十二条にお
いて準用する
第五条第二項
の規定に基づ
き、12の承認
を取り消すこ
と。

14 育児休業法

第十七条の規
定に基づき、
本庁の課長、
技術評価幹及
び病院の長の
育児短時間勤
務の承認が失
効した場合等
における育児
短時間勤務の
例による短時
間勤務を行わ
せること。

15 就業規程第

十八条第一項
の規定に基づ
き、本庁の課
長および技術
評価幹の部分
休業の承認を
すること。

16 就業規程第

十八条第三項

<p style="text-align: center;">十一 職員の 給与等に関 する事務</p>	<p>1 埼玉県病院 局職員給与規 程（平成十四 年病院事業管 理規程第六号。 以下この項に おいて「給与 規程」という。） 第二十四条に おいてその例 によることと される職員の 給与に関する 条例（昭和二 十七年埼玉県 条例第十九号） 第十九条の三 第一項（同条 例第十九条の 四第五項及び 第二十一条第 七項において 準用する場合 を含む。）の規 定に基づき、 期末手当又は 勤勉手当の支 給を一時差し 止める処分を</p>	<p>の規定に基づ き、15の承認 を取り消すこ と。</p>
<p>3 埼玉県病院 事業企業職員 の給与の種類 及び基準に関 する条例（平 成十三年埼玉 県条例第八十 八号。以下こ の項において 「病院事業給 与条例」とい</p>	<p>2 給与規程第 二十四条にお いてその例に よることとさ れる職員の給 与に関する条 例第十九条の 三第三項又は 第四項（同条 例第十九条の 四第五項及び 第二十一条第 七項において 準用する場合 を含む。）の規 定に基づき、 期末手当又は 勤勉手当の支 給を一時差し 止める処分を 取り消すこと。</p>	<p>行うこと。</p>

う。第二十一
条第二項の規
定に基づき、
退職手当の全
部又は一部を
支給しないこ
ととする処分
を行うこと。

4 給与規程第

二十四条にお
いてその例に
よることとさ
れる職員の退
職手当に關す
る条例(昭和
三十八年埼玉
県条例第十八
号)第十六条
第一項から第
三項までの規
定に基づき、退
職手当の支払
を差し止める
処分を行うこ
と。

5 給与規程第

二十四条にお
いてその例に
よることとさ
れる職員の退
職手当に關す
る条例第十六
条第五項から

第七項までの
規定に基づき、
退職手当の支
払を差し止め
る処分を取り
消すこと。

6 病院事業給

与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に關する
条例第十七条
第一項又は第
二項の規定に
基づき、退職
手当の全部又
は一部を支給
しないことと
する処分を行
うこと。

7 病院事業給

与条例第二十
一条第三項の
規定で準用す
る職員の退職
手当に關する
条例第十八条
第一項の規定
に基づき、退
職手当の全部
又は一部の返
納を命ずる処

<p>十四 叙位、叙勲及び表彰に関する事務</p>	<p>る事務</p>
<p>1 埼玉県表彰規則(平成二十年埼玉県規則第六十四号)及び埼玉県職員表彰規程(昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号)に基づき、候補者</p>	<p>2 (昭和四十六年人事委員会規則第六十一号)により、人事委員会へ申請し、協議し、請求し、又は報告し、及び人事委員会からの通知書を受理すること。 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年人事委員会規則第七十二号)により、人事委員会へ承認申請すること。</p>
<p>十六 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県の定数配分を定めること。)</p>	<p>十五 職員の旅費に関する事務 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)第三十六条の規定に基づき、外国旅行に係る旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法について知事に協議すること。</p>
<p>2 位階令(大正十五年勅令第三百二十五号)及び勲章制定ノ件(明治八年太政官布告第五十四号)に規定する叙位及び叙勲候補者を知事に推薦すること。</p>	

<p>十九 地方公 営企業法 (以下、こ の項におい て「法」と いう。)及 び地方公営 企業法施行</p>	<p>十八 地方公 営企業法 (昭和二十 七年法律第 二百九十二 号。以下、 この項にお いて「法」 という。) に關する事 務</p>	<p>十七 職員の 福利厚生に 關する事務</p>	<p>号)に關す る事務</p>
<p>1 法第二十七 条の規定に基 づき、指定金 融機関を指定 し、公金の出 納事務の一部 を取り扱わせ ること。</p>	<p>1 法第十七条 の三の規定に 基づく補助金 に關すること。 2 法第十八条 の二の規定に 基づく長期貸 付に關するこ と。 3 法第二十二 条の規定に基 づく企業債に 關すること。 4 法第二十九 条の規定に基 づく一時借入 金に關するこ と。</p>		
<p>1 法第三十一 条の規定に基 づき、試算表 等を作成し、 知事に提出す ること。</p>		<p>職員の衛生管理 に關する計画を 決定し、実施す ること。</p>	

			<p>令(昭和二 十七年政令 第四千三 号。以下、 この項にお いて「施行 令」とい う。)に關 する事務</p>
<p>4 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三條の二第 四項の規定に 基づき、職員</p>	<p>2 法第二十七 条の二の規定 に基づき、指 定金融機関が 取り扱う公金 の収納又は支 払の事務につ いて監査委員 に監査の要求 をすること。 3 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三條の二第 三項の規定に 基づき、監査 委員に対して 賠償責任の有 無及び賠償額 を決定するこ とを求め、そ の決定に基づ き期限を定め て賠償を命ず ること。 4 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三條の二第 四項の規定に 基づき、職員</p>	<p>2 法第二十七 条の二の規定 に基づき、指 定金融機関が 取り扱う公金 の収納又は支 払の事務につ いて監査委員 に監査の要求 をすること。 3 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三條の二第 三項の規定に 基づき、監査 委員に対して 賠償責任の有 無及び賠償額 を決定するこ とを求め、そ の決定に基づ き期限を定め て賠償を命ず ること。 4 法第三十四 条の規定で準 用する地方自 治法第二百四 十三條の二第 四項の規定に 基づき、職員</p>	<p>2 法第三十三 条の二の規定 に基づき、公 金の徴収又は 収納の事務を 私人に委託す ること。</p>
<p>4 施行令第二 十一条の十一 の規定に基づ き、第二十一 条の五第一項 第一号から第 十一号までに</p>	<p>3 法第四十條 の二の規定に 基づき、地方 公営企業の業 務の状況を説 明する書類を 知事に提出す ること。</p>	<p>3 法第四十條 の二の規定に 基づき、地方 公営企業の業 務の状況を説 明する書類を 知事に提出す ること。</p>	

<p>二十 埼玉県病院事業 病院事業財務規程(平成十四年病 院事業管理規程第四 号)に關する事務</p>	<p>埼玉県病院事業 財務規程第三百三 十二条の規定に 基づき、地方自 治法施行令第百 六十七條の四第 二項各号の一に 該當する者を一 般競争入札(第 百四十四條にお いて本条を準用 する場合を含む む)から排除す ること。</p>	<p>の賠償責任の 全部又は一部 を免除するこ と。</p>	<p>掲げる経費等 の支出の事務 を私人に委託 すること。 5 施行令第二 十二條の五の 規定に基づき、 出納取扱金融 機関等につい て地方公営企 業の業務に係 る公金の収納 等の事務につ いて検査する こと。</p>
--	--	--	---

附則
この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千九十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉カウセリ

ングセンター

三 代表者の氏名

高倉 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁

目七八〇番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年および一般社会人に対し、個人に対する支援および関係団体との連携を行い、健全な成長や心身の健康維持、増進に寄与するとともに、明るい社会作りに貢献することを目的とする。

埼玉県告示第千二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定に基づき、平成二十一年埼玉県告示第七十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田 清司

解除する区域

本庄市中央二丁目一五九五番二の一部

及び一六六五番六の一部

埼玉県告示第千二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月七日認可した。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

宮毛田土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

~~~~~

埼玉県告示第十二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月七日認可した。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

美児沢用水土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡美里町

~~~~~

埼玉県告示第十二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月八日認可した。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

明戸南部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

~~~~~

埼玉県告示第十二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月八日認可した。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

足立北部土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市

~~~~~

埼玉県告示第十二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年10月1日(木)から平成26年9月30日(火)まで。ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 安立、瀬田 電話048-830-6755（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
イ 紙媒体での入手を希望する場合
上記(1)の場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月25日（火）午前10時まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
ロ 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月24日（月）午後5時まで（必着）
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- ハ 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月24日（月）午後5時まで
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 開札の場所及び日時
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成21年8月25日（火）午前11時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成21年7月27日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年7月17日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required : Lease of server equipment regarding integrated personnel management and information system for prefectural schools.
- (2) Time-limit for the tender :
By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., August 25, 2009
By registered mail ; must be received by 5 : 00 p.m., August 24, 2009
In person ; by 5 : 00 p.m., August 24, 2009
- (3) Contact Information : Prefectural School Management and Personnel Division,
Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government
Address : Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Telephone : 048-830-6755

埼玉県公立第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、落札者を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十一年七月十四日
埼玉県知事 上田 豊 臣
1 購入等件名及び数量
寄居城北高等学校外9校教務事務シ

- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社 東京都中央区築地5丁目6番10号
- 5 落札金額
65,772,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年5月12日

埼玉県公立第二十八号

- WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、落札者を決定したので、次のとおり公表する。
- 平成二十一年七月十四日
埼玉県知事 上田 豊 臣
1 購入等件名及び数量
県立学校間ネットワークシステム等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年6月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
97,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札の公告を行った日
平成21年5月12日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県公立第二十九号

- WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を行います。
- 平成二十一年七月十四日
埼玉県知事 上田 豊 臣
1 調達内容
(1) 購入等件名及び数量
県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託 一式
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間
平成21年10月1日(木)から平成23年3月25日(金)まで。ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県立総合教育センター深谷支所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 本件業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の実績を有する者であること。
- (8) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

- 並びに問い合わせ先
〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育センター総務担当 田澤 電話048-874-1221(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成21年7月15日(水)午前9時から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育センター3号館第1会議室
イ 日時
平成21年9月8日(火)午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
埼玉県立総合教育センター総務担当
イ 受領期限
平成21年9月7日(月)午後5時
ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年8月17日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上該当入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (8) 手続における交渉の有無
無
- (9) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年7月21日(火)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Project for Tender : Consignation of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Comprehensive Education Center.
- (2) Time-limit for tender : 2 : 00 p.m.8, September, 2009(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m.7, September, 2009)
- (3) Contact point for more information : General Affairs Section, Saitama Prefectural Comprehensive Education Center
Mimuro 1305-1, Midori-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-8555,
Phone : 048-874-1221

埼玉県庁長官 鈴木 洋一

MAILに基いて致し謝辞を述べた。特定の県民や特定の業種に「ごい」次のよりの登録を促すこととする。

〒330-1111 さいたま市浦和区

埼玉県庁長官 田 野 匠

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
道路標識状況等調査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成22年3月30日(火)まで
- (4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。
なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある)

るときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21・22年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)による業種区分が「とび・土木工事業」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243 ファクシ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

イ 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月28日(金)午前10時45分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

(イ) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月27日(木)午後5時まで(必着)

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年8月28日(金)午前10時45分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年8月28日(金)午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年8月21日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」から確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
 - (8) 手続における交渉の有無
無
 - (9) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年7月21日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
 - (10) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受付した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
 - (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Service on consignment for examination of conditions of road signs
 - (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system : 10 : 45 a.m., August 28 2009 By mail : 5 : 00 p.m., August 27, 2009 In person : 10 : 45 a.m., August 28, 2009
 - (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division,

General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2243

埼玉県大宮県税事務所長告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十一年七月十四日

埼玉県大宮県税事務所長

古庄 清

氏名又は名称	株式会社山田石油
代表者の氏名	山田好夫
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目三十七番地の二
指定取消年月日	平成二十一年五月三十一日

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県計量検定所長 天坂 知司

- 一 検査対象となる特定計量器
質量計(ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり)
- 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
蓮田市	平成二十一年九月一日及び同月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蓮田市役所駐車場
菅蒲町	平成二十一年九月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	あやめ公園駐車場
白岡町	平成二十一年九月七日	午前十時から正午	白岡町役場

及び同月八日	羽生市 平成二十一年九月九日 から同月十一日まで	行田市 平成二十一年九月十四日 から同月十七日まで	北本市 平成二十一年九月二十 四日及び同月二十五日	幸手市 平成二十一年九月二十 八日及び同月二十九日	宮代町 平成二十一年十月一日	北川辺町 平成二十一年十月二日	栗橋町 平成二十一年十月十三日	大利根町 平成二十一年十月十四日	桶川市 平成二十一年十月十五日	桶川市 平成二十一年十月十六日
まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
	羽生市民プラザ	行田市役所駐車場	北本市役所	幸手市役所	宮代町役場前駐車場	北川辺町役場駐車場	栗橋町総合文化会館イ リス	大利根町役場	桶川市総合福祉センタ ー	桶川サン・アリーナ

久喜市 平成二十一年十月二十 一日	久喜市 平成二十一年十月二十 二日	伊奈町 平成二十一年十月二十 三日	伊奈町 平成二十一年十月二十 七日	加須市 平成二十一年十一月四 日から同月六日まで	杉戸町 平成二十一年十一月九 日	杉戸町 平成二十一年十一月十 日	騎西町 平成二十一年十一月十 一日	鷲宮町 平成二十一年十一月十 三日	桶川市 平成二十一年十二月七 日	久喜市 平成二十一年十二月七 日	加須市	杉戸町
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		
清久コミュニティセン ター西公民館	太田集会所	江面農村センター(南 公民館)	伊奈町役場駐車場	加須市民体育館駐車場	杉戸町役場	杉戸町役場	騎西町役場南側駐車場	鷲宮町中央公民館	江面農村センター(南 公民館)			

騎西町	伊奈町	鷺宮町
-----	-----	-----

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十一年七月十四日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器
 質量計(電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
蓮田市	平成二十一年九月一日から十二月二十五日まで(日曜日、土曜日及び休日(埼玉県の休日を含める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。))を除く。	計量器の所在場所
菖蒲町	平成二十一年八月二十四日から十二月二十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
白岡町	平成二十一年九月七日から平成二十二年一月六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
羽生市	平成二十一年九月九日から平成二十二年一月八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
行田市	平成二十一年九月十四日から平成二十二年三月三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

北本市	平成二十一年九月二十四日から平成二十二年一月二十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
幸手市	平成二十一年九月二十八日から平成二十二年一月二十七日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
宮代町	平成二十一年十月一日から平成二十二年一月二十九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
北川辺町	平成二十一年十月二日から平成二十二年二月一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
栗橋町	平成二十一年十月十三日から平成二十二年二月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
大和町	平成二十一年十月十四日から平成二十二年二月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
桶川市	平成二十一年十月十五日から平成二十二年二月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
久喜市	平成二十一年十月二十一日から平成二十二年二月十九日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
伊奈町	平成二十一年十月二十七日から平成二十二年二月二十六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
加須市	平成二十一年十一月四日から平成二十二年三月三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

杉戸町	平成二十一年十一月九日から平成二十二年三月八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
騎西町	平成二十一年十一月十一日から平成二十二年三月十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
鷲宮町	平成二十一年十一月十三日から平成二十二年三月十二日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年四月十四日

指令越建セ第二〇〇二〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年七月三日

第一二二一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字五反

田六七六一二、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央四丁目七番五号

有限会社代田商事 代表取締役 代

田 功

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年六月二十二日

指令越建セ第二〇〇一八一一号

二 検査済証番号

平成二十一年七月六日

第一一三一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字伊坂字宝治戸浦

七六四、七五七―三一、北埼玉郡大利

根町大字旗井字古利根一九七四―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字北大森四三八

番地二

秋山建設株式会社 代表取締役 秋

山 清

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年七月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一 男

一 許可番号

平成二十一年六月二十四日

指令越建セ第二一〇〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十一年七月六日

第一一四一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九四

六一七四、一七五、一七六、一七七、

一七八、一七九、一八〇、一八一、一

八二、一八三、一八四、一八六、一八

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市大字吉羽一八一番地九

スリーエイチ株式会社 代表取締役

青木 和人

埼玉県公安委員会告示第206号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第14条第1項の規定により申請のあった特定講習の一部廃止について許可をしたので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年7月14日

埼玉県公安委員長 高 梨 邦 彦

指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

埼玉自動車学校

加須市花崎北1丁目21番地の1

堀原弘三

廃止する特定講習の種類

原動機付自転車に係る初

心運転者講習

廃止年月日

平成21年7月15日

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)